

(別紙1)

令和8年度三重県 MICE 誘致営業業務・開催支援業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度 三重県 MICE 誘致営業業務・開催支援業務委託

2 委託業務の目的

本県では、これまで首都圏および関西圏を中心に MICE 誘致活動を実施し、学会等の主催者等を主な対象とした営業活動やセミナー開催に取り組んできた。これまでの活動により、一定の相談案件の獲得や関係構築の成果は見られるものの、MICE の性質上、開催に結び付く件数は限定的であり、誘致活動のさらなる工夫が求められている。

また、本県には MICE 誘致・開催支援を専門的に担う全県的なコンベンションビューロー等の組織が存在せず、主催者に対して一元的な窓口や総合的な支援を提供できる体制が十分に整っていないことと、県内の MICE 可能施設や宿泊施設、観光・体験事業者等との連携が必ずしも体系化されていないことが課題となっている。

一方で、直ちに新たな組織を設立することは、費用面・運営面の両面から現実的ではなく、まずは誘致活動を継続しながら、県内関係事業者とのネットワーク構築や受入体制の整理を段階的に進めていくことが重要である。

上記の背景を踏まえ、MICE 主催者に選ばれる開催地となるため、セールス活動により三重県の魅力を PR し、開催案件の獲得を目指すほか、MICE 開催にかかる調整や各種相談対応の窓口機能も委託することとし、将来にわたって安定した MICE 誘致活動と開催支援が継続できるよう、体制を整備することを目的とする。

3 委託業務の概要

- (1) 委託期間 契約日から令和9年3月24日(水)まで
(2) 委託業務の内容 別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 6,038,432円 (消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペ参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり申込を行ってください。

(ア) 提出書類

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」のいずれか一つの写し
- ③委任状（第2号様式）、または共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）

※必要な場合のみ提出

(イ) 提出期限 令和8年4月23日（木）17時00分まで

(ウ) 提出先 三重県観光部海外誘客課

(エ) 提出方法 持参又は郵便

(オ) 結果通知 令和8年5月13日（水）を目途に電子メールで通知する。

7 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案コンペ参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

8 提出を求める企画提案資料の内容

上記7の資格審査の結果、承認を受けた方は、下記の資料を提出してください。

※下記(1)～(3)は紙媒体で8部と、PDFファイルでもご提出ください。

(1) 企画提案書 8部

- ・様式は日本産業規格のA4判（表紙・目次がある場合はそれも含めて25頁以内）、両面印刷で長辺とじとする。
- ・本事業は、三重県がMICE開催地として選ばれること、また、MICE主催者に喜んでもらえるサービスを提供することが大前提であるため、「2 委託業務の目的」を踏まえて、自社の強みをどう生かしてセールス活動や開催支援を行うのかについて、考え方を明確にした具体的な内容を記載すること。
- ・独自提案による取組については、セールス活動や開催支援をより効果的・効率的に展開できる手法があれば積極的に提案すること。
- ・本業務委託における実施体制・実施スケジュールを記載すること。

(2) 見積書 8部

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）また、大きく「一式」と見積もるのではなく、内訳欄（品目ごとの金額）も可能な限り詳細に記入してください。提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 提案事業者の概要 8部

※組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、体制、沿革等）がわかるもの。

(4) その他参考資料（あれば） 8部

9 企画提案資料の提出について

- (1) 提出期間 参加資格確認結果の通知から令和8年5月15日(金)17時00分まで
- (2) 提出先 三重県観光部海外誘客課(県本庁舎2階)
- (3) 提出方法 持参又は郵便、PDFファイルは電子メールにて送付すること。

10 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度三重県MICE誘致営業業務・開催支援業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 選定のための評価基準

(ア) 事業目的性(5点)

事業の目的をよく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。

(イ) 営業企画性(5点×2)

セールス活動について、訪問予定先を地域や分野、学会事務局、企業などを事業の背景を踏まえた明確な考えを持って配分し、計画しているか。

(ウ) 創意工夫性(5点×2)

独自提案による取組について、三重県の認知度向上や、事業目的の達成に繋がるような方法や内容であるか。

(エ) 業務推進性(5点)

組織体制、業務拠点、業務従事者、経験・実績など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。

(オ) 経済合理性(5点)

事業予算額は、客観的にみて妥当であるとともに、事業全体を俯瞰して無駄がなく、効率的な取組内容であるか。

(2) 第1次審査(書面審査)の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。

審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和8年5月20日(水)13時30分～(予定)

(イ) 実施場所 三重県吉田山会館2階204会議室 (三重県津市栄町1丁目891番地)

11 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和8年4月21日(火)17時00分まで

(2) 質問の方法 ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和8年4月22日（水）17時00分までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

1.2 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第4号様式）

1.3 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県観光部海外誘客課において行う。

1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.5 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1.6 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

19 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

20 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 MICE・高付加価値観光班 担当：張山・橋爪

Tel：059-224-2974 FAX：059-224-2801 E-mail：inbound@pref.mie.lg.jp